

2020年1月21日

新設分割に関する事前開示書面

東京都千代田区神田三崎町二丁目20番地4号
株式会社リアルグローブ
代表取締役 大畑貴弘

当会社を新設分割会社、株式会社リアルグローブ・オートメーティッド(本店所在地:東京都千代田区神田三崎町二丁目20番地4号)を新設分割設立会社とする新設分割手続(以下「本件会社分割」という。)に関する、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条に定める事項は以下のとおりです。

記

1. 新設分割計画の内容

別紙1のとおり。

2. 分割対価等についての定め相当性に関する事項

- (1) 株式会社リアルグローブ・オートメーティッドは、本件会社分割に際して、普通株式100株を発行し、そのすべてを当会社に割当交付致します。本件会社分割に際して当会社に対して交付される株式会社リアルグローブ・オートメーティッドの株式の数につきましては、本件会社分割は単独新設分割であることから、割り当てられる株式数によって当会社と株式会社リアルグローブ・オートメーティッドとの間の実質的な権利関係に差異が生じることはなく、これを任意に定めることができると認められるところ、本件会社分割の目的に鑑み、株式会社リアルグローブ・オートメーティッドの資本金の額等を考慮し、前記の割当株式数が相当であると判断して、決定致しました。
- (2) 株式会社リアルグローブ・オートメーティッドの資本金及び準備金につきましては、承継される予定の資産及び負債の額、本件会社分割後の株式会社リアルグローブ・オートメーティッドの安定した財務基盤の構築及び機動的かつ柔軟な資本政策等を総合的に勘案し、法令の規定に従い、株式会社リアルグローブ・オートメーティッドの事業内容及び事業規模に応じ相当と認められる金額として、新設分割計画書第5条に記載のとおり決定致しました。

3. 新設分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 新設分割が効力を生ずる日以後における新設分割会社の債務及び新設分割設立会社の債務の履行の見込みに関する事項

(1) 当会社について

当会社の最終事業年度の末日(2019年3月31日)時点の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ193,790,851円、160,857,155円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。当会社は、本件会社分割において、株式会社リアルグローブ・オートメーティッドが発行する株式の全ての割当てを受けるため、本件会社分割による当会社の純資産の額には変動がなく、本件会社分割の効力発生日以後においても資産の額が負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件会社分割の効力発生日以後の当会社の収益状況について、当会社の負担すべき債務の履行に影響を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。よって、当会社における債務の履行の見込みについては問題はないと判断しております。

(2) 新設分割設立会社について

本件会社分割により、当会社から株式会社リアルグローブ・オートメーティッドへ承継される予定の資産の額及び負債の額は、それぞれ概算で22,871,622円、0円であり、本件会社分割の効力発生日以後においても資産の額が負債の額を上回ることが見込まれます。また、本件会社分割の効力発生日以後の株式会社リアルグローブ・オートメーティッドの収益状況について、株式会社リアルグローブ・オートメーティッドの負担すべき債務の履行に影響を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。よって、株式会社リアルグローブ・オートメーティッドにおける債務の履行の見込みについては問題はないと判断しております。

5. 本書面の備置開始日後、新設分割が効力を生ずる日までの間に上記の事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容

該当事項はありません。

以上

別紙：新設分割計画書

新設分割計画書

株式会社リアルグローブ(以下「甲」という。)は、新たに設立する株式会社リアルグローブ・オートメーテッド(以下「乙」という。)に対し、甲の IT 自動化事業(以下「本件対象事業」という。)に関する権利義務を承継させるため、新設分割(以下「本件会社分割」という。)を行うこととし、以下のとおり新設分割計画書(以下「本計画」という。)を作成する。

第1条 (乙の定款記載事項)

1. 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他乙の定款で定める事項は、別紙1「定款」に記載のとおりとする。
2. 乙の本店所在地は、東京都千代田区神田三崎町二丁目20番地4号とする。

第2条 (乙の設立時取締役及び設立時監査役の氏名)

乙の設立時取締役及び設立時監査役は、以下のとおりとする。

- (1) 設立時取締役 : 大畑貴弘、細田俊明、池ノ上倫士
- (2) 設立時監査役 : 岡朋宏

第3条 (承継する権利義務)

1. 甲は、2019年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに第6条に定める成立日の前日までの増減を加除した、本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務(その詳細は別紙2に定める)を、第6条に定める成立日において乙に移転し、乙はこれを承継する。
2. 甲から乙に対する債務の承継は、重疊的債務引受の方法によるものとし、本件会社分割後、甲は承継する債務について乙と連帯して責任を負うものとする。

第4条 (本件会社分割に際して交付する乙の株式の数)

乙は、甲に対し、本件会社分割に際して、普通株式100株を発行し、その全てを前条第1項に定める権利義務の対価として甲に交付する。

第5条 (乙の資本金及び準備金の額)

乙の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

- (1) 資本金の額 : 500,000 円
- (2) 資本準備金の額 : 500,000 円
- (3) 利益準備金の額 : 0 円

第6条 (新設分割設立会社の成立の日)

乙の成立の日(以下「成立日」という。)は、2020年2月14日とする。但し、甲は、手続の進行に応じて必要があるときは、成立日を変更することができる。

第7条 (分割承認決議等)

甲は、第6条に定める成立日の前日までに、株主総会における本計画の承認その他関連法令により必要となる手続を行う。

第8条 (競業禁止義務)

甲は、乙が承継する本件対象事業について、競業禁止義務を負わないものとする。

第9条 （本計画の変更等）

甲は、本計画の作成後成立日に至るまで、天変地変その他の事由により甲の財政状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合その他本件会社分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、本計画を変更し、又は本件会社分割を中止することができる。

第10条 （本計画の効力）

本計画は、第7条に定める株主総会における承認又は関連法令に定める監督官庁等の承認が得られない場合には、その効力を失う。

第11条 （本計画に定めのない事項）

本計画に定める事項の他、本件会社分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従い決定するものとする。

2020年1月18日

東京都千代田区神田三崎町二丁目20番地4号
株式会社リアルグローブ
代表取締役 大畑貴弘

別紙 1 : 定款

別紙 2 : 承継権利義務明細表

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社リアルグローブ・オートメティッドと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. IT 自動化事業
2. ソフトウェア開発事業
3. 上記各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式)

第6条 当社の発行可能株式総数は、300 株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を得なければならない。

(株式の発行)

第8条 当社は、株式に係る株券を発行しない。

(相続人等に関する売渡請求)

第9条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第10条 当社の株式の取得者が株主の氏名等株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名又は記名押印し、共同して提出しなければならない。ただし、法務省令で定める場合は、株主取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産表示請求)

第11条 当社の発行する株式につき質権の登録、変更若しくは抹消、又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印しなければならない。

(手数料)

第12条 当社の株式の名義書換、質権の登録又は信託財産表示請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第13条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第14条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

- 2 第1項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日に株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録質権者とする。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第15条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集権者)

第16条 株主総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づいて、社長たる取締役が招集する。ただし、社長たる取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が招集する。

(招集通知)

第17条 株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対し、会日の1週間前までに発する。

(株主総会の議長)

第18条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。ただし、社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会の決議)

第19条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第20条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決権を行使することができる株主全員が提案内容に書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果、その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第22条 当社の取締役は、3名以上とする。

(取締役の選任)

第23条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び取締役社長)

第25条 取締役会は、その決議により、取締役の中から代表取締役1名を選定する。

2 取締役会は、その決議により、取締役の中から社長を選定する。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

- 第28条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席して、その出席取締役の過半数をもってこれを決する。
- 2 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。

(取締役会の決議の省略)

- 第29条 当社は、取締役が提案した決議事項について取締役(当該事項につき議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

- 第30条 取締役会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した取締役及び監査役が署名若しくは記名押印又は電子署名をし、10年間本店に備え置く。

(取締役会規則)

- 第31条 取締役会に関する事項については、法令及び定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(取締役の報酬及び退職慰労金)

- 第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除及び責任限定)

- 第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第34条 監査役の員数は、1名とする。

(監査役の選任)

第35条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(監査役の報酬及び退職慰労金)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除及び責任限定)

第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

(配当金の支払い)

第40条 剰余金の配当は、毎年事業年度末日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して行う。

- 2 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

第7章 附 則

(定款に定めのない事項)

第41条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第42条 当会社の最初の事業年度は、当会社設立の日から2020年8月31日までとする。

(設立時取締役及び設立時監査役)

第43条 当会社の設立時取締役及び設立時監査役は、以下のとおりとする。

設立時取締役 : 大畑貴弘、細田俊明、池ノ上倫士

設立時監査役 : 岡朋宏

以上

承継権利義務明細表

新設会社が当会社から承継する IT 自動化学業(以下「本事業」という。)に関する資産、負債、雇用契約、その他権利義務は次のとおりとする。

なお、新設会社が当会社から承継する権利義務のうち、資産及び負債の評価は、2019 年 3 月 31 日現在の当会社の貸借対照表を基礎とし、これに本件会社分割の効力発生日の前日までの増減を加味した上で確定する。

1. 承継する資産及び負債

(1) 承継する資産

- ① 流動資産 : 売掛金
- ② 固定資産 : なし

(2) 承継する負債

- ① 流動負債 : なし
- ② 固定負債 : なし

2. 承継する雇用契約等

新設会社は、本事業に従事する当会社の従業員と当会社との雇用契約を承継しないものとし、当会社は、本件会社分割の効力発生日において、新設会社が必要とする従業員を新設会社に出向させるものとする。なお、その際の出向に関する条件は、当会社及び新設会社が協議の上、別途定める。

3. 承継するその他の権利義務(上記 1 及び 2 にかかるものを除く。)

- (1) 株式会社インターネットイニシアティブ(本店所在地:東京都千代田区富士見 2-10-2 飯田橋グランブルーム)との間の 2019 年 1 月 14 日付「コンサルティング契約書」
- (2) 株式会社タップ(本店所在地:東京都江東区東陽 2-2-4 マニユライフプレイス東陽町1F)との間の平成 27 年 3 月 20 日付「業務委託基本契約書」
- (3) 日本ユニシス株式会社(本店所在地:東京都江東区豊洲)との間の 2019 年 10 月 3 日付「秘密保持契約書」
- (4) 株式会社インフォメーション・ディベロップメント(本店所在地:東京都千代田区五番町 12 番地 1 番町会館)との間の 2018 年 7 月 17 日付「業務委託基本契約書」
- (5) 日本ビジネスシステムズ株式会社(本店所在地:東京都港区虎ノ門 1-23-1 虎ノ門ヒルズ森タワー)との間の 2019 年 4 月 1 日付「業務委託基本契約書」
- (6) 株式会社学研プラス(本店所在地:東京都品川区西五反田二丁目 11 番 8 号)との間の平成 29 年 10 月 1 日付「ソフトウェア作成委託基本契約書」
- (7) レッドハット株式会社(本店所在地:東京都渋谷区恵比寿 4 丁目 1-18 恵比寿ネオナート 3 階)との間の 2016 年 3 月 16 日付「Master_Subconstruct_Agreement」
- (8) ソフトバンクコマース&サービス株式会社(本店所在地:東京都港区東新橋 1-9-2 汐留住友ビル)との間の 2018 年 8 月 15 日付「継続的商品売買基本契約書」
- (9) 前各号に付随する契約

以上